

保護施設通所事業

●保護施設通所事業の目的

保護施設通所事業は、更生施設退所者が地域で自立した生活を継続できるよう支援する事業です。この事業には「通所訓練」と「訪問指導」の2つの利用形態があります。

「通所訓練」は、退所先のアパート等から更生施設に通い、生活相談・職業相談・食事・入浴等のサービスを受けることができる事業です。

「訪問指導」は、職員がアパートに訪問し、生活指導を行う事業です。

利用に際しては、福祉事務所が更生施設と協議のうえ、決定することが必要になります。

●対象となる方

原則として更生施設退所者となりますが、すでに居宅で生活保護を受けている方も利用することができます。

●利用期間

1年以内（延長可能）

●実施施設一覧（令和8年4月1日現在）

更生施設名	定員（人）	
	通所	訪問
しのばず荘	35	5
浜川荘	30	10
けやき荘	14	1
本木荘	23	2
千駄ヶ谷荘	28	2
東が丘荘	22	3
新塩崎荘	35	5

●実施内容

「通所訓練」

1 生活相談・生活訓練等

- ・金銭管理等、社会生活を円滑に送るための指導
- ・疾病による服薬管理の指導、環境衛生に関する指導
- ・献立、片付け等を含めた自炊訓練
- ・サークル活動を通じた指導等

2 職業訓練・就労指導等

- ・就労及び授産施設等への通所に結びつくような作業訓練
- ・求職活動や就職に必要な知識・技能を習得するための相談、指導

「訪問指導」

1 日常生活に対する支援

- ・清掃等の生活技術習得の支援、助言等
- ・食生活管理・健康管理に関する相談、助言等
- ・家計管理に関する相談、助言等

2 地域及び職場・作業所の対人関係についての相談、助言等

3 家族・親族との交流促進

4 福祉事務所、通院先、雇用先などの関係機関との連絡調整

5 レクリエーション・行事の計画と実施